

もくじ

結婚～育児に関する支援制度

	区分	名称	ページ数
結婚	休暇制度	結婚休暇	1
出産	休暇制度等	産前休暇	2
		妊婦健診	2
		勤務時間変更、 勤務の軽減	2
		産後休暇	3
	休暇制度	付添休暇(夫)	3
		養育休暇(夫)	3
	支援制度	出産一時金	4
		産前産後の 保険料免除	4

	区分	名称	ページ数
育児	休業制度	育児休業(母・父)	5
		出生時育児休業 (産後パパ育休)	5
	支援制度	育児休業給付金 (母・父)	6
		育児休業手当金 (母・父)	6
	休暇制度	子の看護休暇 (母・父)	7
		授乳休暇(母・父)	7
	支援制度	育児部分休業	8
		育児短時間勤務	8
		短時間医員制度	8
		院内保育園	9
		学童保育	9

もくじ

介護に関する支援制度

	区分	名称	ページ数
介護	休暇制度	介護休暇	10
		介護休業	10
		介護部分休業	10
	支援制度	介護休業給付金	11
		介護休業手当金	11



結婚、出産、育児に関する支援制度

結婚：休暇制度

結婚休暇

- 【要件】職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことが相当であると認められるとき
- 【日数】結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1ヶ月以内の連続する5暦日
- 【待遇】常勤：有給 / 非常勤：有給

出産：休暇制度等

産前休暇	【要件】出産する予定である女性職員が申し出た場合 【日数】出産予定日を含み、暦で6週間前から 【待遇】常勤：有給 / 非常勤：有給
妊婦健診	【要件】妊婦健診を受ける場合 【日数】必要と認められる時間 【待遇】常勤：有給 / 非常勤：有給
勤務時間変更、勤務の軽減	【要件】妊婦健診の結果に基づく勤務時間変更、勤務の軽減等 【日数】必要と認められる時間 【待遇】常勤：有給 / 非常勤：有給

出産：休暇制度

産後休暇	<p>【要件】女性職員が出産した場合</p> <p>【日数】出産日の翌日から暦で8週間</p> <p>【待遇】常勤：有給 / 非常勤：有給</p>
付添休暇 (夫)	<p>【要件】妻の出産に係る入退院の付添い、出産時の付添い、 出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等</p> <p>【日数】妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2週間を経過するまでの期間内における2日の範囲内の 期間</p> <p>【待遇】常勤：有給 / 非常勤：有給</p>
養育休暇 (夫)	<p>【要件】妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する 職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが 相当であると認められるとき</p> <p>【日数】妻の出産予定日の6週(多胎妊娠は14週間)前から 当該出産の日後8週間を経る日までの期間内に おける5日の範囲内の期間</p> <p>【待遇】常勤：有給 / 非常勤：有給</p>

出産：支援制度

出産育児一時金	【内容】健康保険加入者が出産した場合、42万円を支給 【対象】常勤、非常勤
産前産後の保険料免除	【内容】健康保険加入者が産休を取る場合、 産休中の健康保険料金の免除 【対象】常勤、非常勤

育児：休業制度

育児休業

- 【要件】3歳に満たない子を養育する職員である場合
有期雇用職員は、その養育する子が1歳6か月までの間に契約更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業を取得可能（ただし所属長の理由書が必要）
- 【日数】母：産後休暇の翌日～子の3歳の誕生日まで
父：出産予定日～子の3歳の誕生日まで
- 【待遇】常勤：無給 / 非常勤：無給

出生時 育児休業 (産後パパ 育休)

- 【要件】産後休暇をしていない職員である場合
(主として男性の取得を意図した制度)
有期雇用職員は、その養育する子の誕生日から起算して、8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までの間に、契約更新がされないことが明らかでない者に限り取得可能
- 【日数】子の出生後8週間以内に4週間(28日)まで
- 【待遇】常勤：無給 / 非常勤：無給

育児：支援制度

育児休業 給付金

【要件】育児休業を取得した職員が、雇用保険に加入しており、かつ、過去2年間に賃金対象日が11日以上の月が12ヶ月ある場合

【日数】子の2歳の誕生日の2日前まで

【対象】常勤、非常勤

育児休業 手当金

【要件】育児休業を取得した職員が、文部科学省共済組合に加入しており、育児休業中に報酬の全部または一部が支給されず、かつ育児休業給付金が支給されない場合

【日数】子の2歳の誕生日の1日前まで

【対象】常勤、非常勤

育児：休暇制度

子の看護

【要件】未就学児を養育する職員が、負傷や疾病にかかった子の世話、または予防接種や健康診断受診の付き添いの場合

【日数】1年に5日(2人以上の場合10日)

【待遇】常勤：有給 / 非常勤：無給

保育時間

【要件】1歳未満の子を育てる職員が、授乳等を行う場合

【日数】1日2回(それぞれ30分以内)

※男性職員にあつては、それぞれ30分から配偶者が取得している時間を差し引いた時間

【待遇】常勤：有給 / 非常勤：無給

育児：支援制度

育児部分 休業

【要件】未就学児を養育する職員
 【日数】1日2時間(30分単位)
 【待遇】常勤：無給 / 非常勤：無給

育児短時間 勤務

【要件】小学校第3学年の終期までの子を養育している職員
 【内容】以下のいずれかの勤務の形態により勤務

	週勤務時間	月	火	水	木	金
①	19h35m	3h55m	3h55m	3h55m	3h55m	3h55m
②	24h35m	4h55m	4h55m	4h55m	4h55m	4h55m
③	23h15m	7h45m	7h45m	7h45m	—	—
④	19h25m	7h45m	7h45m	3h55m	—	—

※ ③、④については、月～金のうちいずれか3日を勤務日とする
 (上記の表は一例として「月、火、水」の勤務を記載)

【対象】常勤

短時間医員 制度

【要件】未就学児を養育する女性医師が、復職年度に限り、実情に応じた柔軟な短時間勤務ができる制度

【内容】1日7時間45分以内
 週30時間以内

【対象】非常勤

育児：支援制度

院内保育園

【内容】病院職員の未就学の子を預かる院内保育施設

【対象】生後9週目～就学前まで

【特徴】夜間保育、病児保育あり

3歳以上は近隣幼稚園での二重保育可(送迎バスあり)

参考：千葉大学医学部附属病院ホームページ

ホーム>病院のご紹介>

働きやすい職場環境への取り組み

院内学童

【内容】病院職員の小学生の子を預かる院内学童保育施設

【対象】小学校1年生～6年生

【特徴】小学校お迎えサービスあり。

読書や計算等の学習習慣トレーニング、書道や運動系等の習い事、体験プログラムあり

介護に関する支援制度

介護：休暇制度

介護休暇	<p>【要件】要介護状態にある家族を介護する職員が、その家族の介護その他の世話のため勤務しないことを申し出た場合</p> <p>【日数】1年に5日(2人以上の場合10日)</p> <p>【待遇】常勤：有給 / 非常勤：無給</p>
介護休業	<p>【要件】要介護状態にある家族を介護する職員である場合 有期雇用職員は、介護休業予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、契約更新されないことが明らかでない者に限り取得可能(ただし所属長の理由書が必要)</p> <p>【日数】184日(3回まで分割取得可能)</p> <p>【待遇】常勤：無給 / 非常勤：無給</p>
介護 部分休業	<p>【要件】要介護状態にある家族を介護する職員である場合</p> <p>【日数】1日4時間以内(1時間単位で取得)</p> <p>【待遇】常勤：無給 / 非常勤：無給</p>

介護：支援制度

介護休業 給付金

- 【要件】介護休業を取得した職員が、雇用保険に加入しており、過去2年間に賃金対象日が11日以上の月が12ヶ月ある場合、給付金が給付される
- 【日数】93日(3回まで分割給付可能)
- 【対象】常勤、非常勤

介護休業 手当金

- 【要件】介護休業を取得した職員が、文部科学省共済組合に加入しており、介護休業中に報酬の全部または一部が支給されず、かつ介護休業給付金が支給されない場合
- 【日数】66日
- 【対象】常勤、非常勤